**木城町子どもの貧困対策整備計画**

＜令和２年度～令和６年度＞

令和２年３月

木城町

目次

[第１章　計画策定の趣旨 1](#_Toc31906314)

[１．子どもの貧困対策に関する国・県の動き 1](#_Toc31906315)

[２．計画の位置づけ 2](#_Toc31906316)

[３．計画策定の目的 2](#_Toc31906317)

[４．計画の期間 2](#_Toc31906318)

[５．計画の策定に向けた取組 3](#_Toc31906319)

[第２章　子どもを取り巻く現状と課題 4](#_Toc31906320)

[１．木城町における子どもを取り巻く現状 4](#_Toc31906321)

[２．子どもの生活実態調査 7](#_Toc31906322)

[３．支援事業者ヒアリング調査結果の概要 21](#_Toc31906323)

[４．木城町の子どもの貧困における課題（アンケート調査・ヒアリング調査の結果より） 25](#_Toc31906324)

[第３章　計画の基本理念・基本方針 26](#_Toc31906325)

[１．基本理念 26](#_Toc31906326)

[２．基本方針 26](#_Toc31906327)

[３．施策の体系と施策の展開 28](#_Toc31906328)

[第４章　施策の展開 29](#_Toc31906329)

[Ⅰ．教育の支援 29](#_Toc31906330)

[１．学校教育の充実 29](#_Toc31906331)

[２．幼児教育・保育の充実 29](#_Toc31906332)

[Ⅱ．生活の安定に資するための支援 30](#_Toc31906333)

[１．関係機関が連携した包括的な支援体制の整備 30](#_Toc31906334)

[２．子どもに対する生活支援の充実 31](#_Toc31906335)

[Ⅲ．保護者に対する生活の安定と向上に資するための就労の支援 32](#_Toc31906336)

[１．保護者に対する生活支援の充実 32](#_Toc31906337)

[２．保護者に対する就労支援の充実 32](#_Toc31906338)

[Ⅳ．経済的支援 33](#_Toc31906339)

[１．生活を下支えする手当による支援の充実 33](#_Toc31906340)

[第５章　計画の推進 34](#_Toc31906341)

[１．計画の推進 34](#_Toc31906342)

[２．計画の進捗管理 34](#_Toc31906343)

[資料編 35](#_Toc31906344)

[１．用語解説 35](#_Toc31906348)

# 第１章　計画策定の趣旨

# １．子どもの貧困対策に関する国・県の動き

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図る必要があります。

このことから、平成26年（2014年）1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。これを受けて同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、国では子どもの貧困対策に取り組んでいます。その後、さらなる取組を進めるために令和元年（2019年）9月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、同年11月に新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

宮崎県においては、子どもの貧困対策を総合的に推進するために、平成28年（2016年）3月に「宮崎県子どもの貧困対策推進計画」を策定しており、今年度、「第2期宮崎県子どもの貧困対策推進計画」を策定に取り組んでいます。

Ⅰ　目的・理念

◯現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる

社会の構築を目指す。

◯子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという

意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。

Ⅱ　基本的な方針

１．分野横断的な基本方針

（１）貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持てる社会を目指す。

（２）親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する。

（３）支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する。

（４）地方公共団体による取組の充実を図る。

２．分野ごとの基本方針

（１）教育の支援では、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けるとともに、高校進学

後の支援の強化や教育費負担の軽減を図る。

（２）生活の支援では、親の妊娠・出産期から、社会的孤立に陥ることのないよう配慮して対策

を推進する。

（３）保護者の就労支援では、職業生活の安定と向上に資するよう、所得の増大や、仕事と

両立して安心して子供を育てられる環境づくりを進める。

（４）経済的支援に関する施策は、様々な支援を組み合わせてその効果を高めるとともに、

必要な世帯へ支援の利用を促していく。

（５）子供の貧困に対する社会の理解を促進し、国民運動として官公民の連携・協働を積極的

に進める。

（６）今後５年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題に視野に入れて継続的に取り組む。

子供の貧困対策に関する大綱（抜粋）

# ２．計画の位置づけ

本計画は、国の法律や大綱及び「宮崎県子どもの貧困対策推進計画」を踏まえて策定しています。

また、「第五次木城町総合計画　後期基本計画」を上位計画とし、「木城町地域福祉計画」や「木城町子ども・子育て支援事業計画」などと整合性を図っています。

＜計画の位置づけ＞

子供の貧困対策に関する大綱

宮崎県子どもの貧困対策推進計画

子どもの貧困対策の推進に関する法律

第五次木城町総合計画

後期基本計画

木城町地域福祉計画

木城町子どもの貧困対策整備計画

木城町子ども・子育て支援事業計画

木城町高齢者福祉計画

・介護保険事業計画

木城町障がい者計画

・障がい福祉計画

健康きじょう21計画

# ３．計画策定の目的

本計画は、国や県の子どもの貧困に関する計画等と整合性を図りながら、本町が実施したアンケート調査や支援事業者へのヒアリングの結果等を踏まえた上で、本町の子どもたちが、その生まれ育った環境に左右されることなく、健やかに成長できる社会を実現することを目的として策定するものです。

# ４．計画の期間

本計画の期間は令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。

# ５．計画の策定に向けた取組

（１）計画の検討

本計画の策定にあたっては、有識者や地域の代表、関係行政機関等から構成される「木城町子どもの貧困対策整備計画策定委員会」を設置し、計画に盛り込む施策等について検討しました。

（２）アンケート調査・ヒアリング調査の実施

本計画策定のための基礎資料とするため、アンケート調査や支援事業者に対するヒアリング調査を10～11月に実施しました。調査対象や方法等は下記の通りです。

◯アンケート調査の対象・方法・回収率

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象 | 配布数 | 回収数 | 回収率 | 調査方法 |
| 小学生（木城小学校） | 小学2年生 | 54部 | 54部 | 100％ | 学校を通じて調査票を配布・回収。 |
| 小学5年生 | 45部 | 44部 | 97.8％ |
| ①小学生 計 | 99部 | 98部 | 99.0％ |
| ②中学生（木城中学校） | 中学2年生 | 46部 | 44部 | 95.7％ |
| 保護者（上記の小中学生の保護者） | 小学2年生の保護者 | 53部 | 49部 | 92.5％ |
| 小学5年生の保護者 | 45部 | 37部 | 82.2％ |
| 中学2年生の保護者 | 46部 | 40部 | 87.0％ |
| ③保護者 計 | 144部 | 126部 | 87.5％ |
| ④小中学校の教職員及び町内保育園の保育士 | 50部 | 47部 | 94.0％ | 福祉保健課が調査票を配布・回収。 |
| ⑤民生委員・児童委員 | 15部 | 15部 | 100％ |
| ⑥支援事業者 | 10部 | 10部 | 100％ |
| ①～⑥の合計 | 364部 | 340部 | 93.4％ |  |

◯ヒアリング調査の対象

保育園（3団体）、子育て支援センター（1団体）、児童館（2団体）、放課後児童クラブ（1団体）、児童養護施設（1団体）、児童発達支援センター（1団体）、教育委員会…計10団体

# 第２章　子どもを取り巻く現状と課題

# １．木城町における子どもを取り巻く現状

（１）人口・世帯数の推移

近年の町人口は漸減傾向で推移しています。その中で年少人口（0～14歳）の割合は横ばい～漸増となっています。



（出典：住民基本台帳　各年10月1日現在）

（２）小中学校の児童生徒数の推移

木城小中学校の児童生徒数は5年間に15％（61人）増加しています。



（出典：木城町教育課）

（３）生活保護世帯数の推移

木城町の保護率は県を大きく下回っており、世帯数の傾向に大きな変化はありません。



（出典：木城町教育課、宮崎県）

※1：保護率（‰：パーミル）は人口1,000人あたりの割合

※2：令和元年度の宮崎県保護率は令和2年2月時点では公表されていないため未記載

（４）就学援助を受けている児童生徒数の推移

準要保護児童生徒数は、やや増加の傾向を示しています。



（出典：木城町福祉保健課）

（５）ひとり親世帯数の推移

近年、母子家庭、父子家庭の両者とも増加傾向を示しています。



（出典：国勢調査）

（６）児童扶養手当受給者数の推移

受給者数はやや減少傾向で推移しています。



（出典：木城町福祉保健課）

（７）木城町奨学金制度の利用状況

町奨学生制度の利用はほとんどが「大学生向け」であり、10人以下で推移しています。



（出典：木城町教育課）

# ２．子どもの生活実態調査

（１）子ども向け調査結果の概要

①調査実施時期

令和元年10～11月

②調査対象及び調査方法

木城小学校2年生・5年生及び木城中学校2年生の児童・生徒全員を対象にして、学校を

通じて調査票を配布・回収しました。

調査の概要

①ふだんの生活について

ア．あなたは朝ご飯を誰と一緒に食べることが多いですか。（１つに○）

小学生（小学２年・５年生：以下「小学生」）は、「家族で食べる」の割合が48.0％で最も高く、「子ども（兄弟・姉妹）だけで食べる」（29.6％）、「一人で食べる」（16.3％）となっています。

中学生（中学２年生：以下「中学生」）は、「家族で食べる」の割合が45.5％で最も高く、次に「一人で食べる」（25.0％）となっています。



イ．あなたは夕ご飯を誰と一緒に食べることが多いですか。（１つに○）

小学生・中学生ともに「家族で食べる」の割合が最も高くなっています（小学生：86.7％、中学生：84.1％）。



ウ．次の中で、あなたが持っているものはありますか。（あてはまるものそれぞれ１つに○）

「持っている」の上位の３項目は、小学生・中学生ともに

・「自分だけの本（教科書はのぞく）」（小学生の３位：74.5％、中学生の２位：88.6％）、

・「自分専用の勉強机」（小学生の２位：78.6％、中学生の１位：93.2％）、

・「自分専用の自転車」（小学生の１位：82.7％、中学生の３位：82.7％）

となっています。

「持っていないので、ほしい」の上位の３項目は、小学生・中学生ともに順位は同じで、

・第１位「自分専用の携帯電話、スマートフォン」（小学生：42.9％、中学生：40.9％）、

・第２位「自分がほしいと思う洋服」（小学生：32.7％、中学生：20.5％）、

・第３位「友だちと同じくらいのおこづかい」（小学生：31.6％、中学生：13.6％）

となっています。

②学校や勉強について

ア．あなたは学校がたのしいですか。（１つに○）

小学生の「たのしい」（「とてもたのしい」と「まあまあたのしい」の計：以下同じ）は85.7％、「たのしくない」（「あまりたのしくない」と「たのしくない」の計：以下同じ）は9.1％となっています。

中学生の「たのしい」は79.5％、「たのしくない」は13.7％（6人）となっています。



イ．あなたは学校の授業はわかりますか。（１つに○）

小学生の「授業はわかっている」（「わかる」と「だいたいわかる」の計：以下同じ）は90.9％、「わからない」（「少しわからない」と「ほとんどわからない」の計：以下同じ）は8.1％となっています。

中学生の「授業はわかっている」は81.8％、「わからない」は18.1％（８人）となっています。



ウ．あなたはおうちでの勉強は毎日していますか。（１つに○）（小学生）

「ほとんど毎日勉強をする」が89.8％となっています。



エ．あなたは学校の宿題をしていますか。（１つに○）（中学生）

「宿題をしている」（「必ずする」と「だいたいしている」の計）が95.5％で、「していない」（「あまりしていない」と「まったくしていない」の計）は4.6％（２人）となっています。



③放課後の過ごし方について

ア．あなたは放課後（月曜～金曜）、どこで過ごすことが多いですか。

（あてはまるものすべてに○）（小学生）

上位の３項目は、第１位「自分の家」が68.4％、第２位「児童館・放課後児童クラブ」が34.7％、第３位「スポーツ少年団や習いごと教室・学習塾」が26.5％となっています。



イ．あなたは放課後（月曜～金曜）、どこで過ごすことが多いですか。

（あてはまるものすべてに○）（中学生）

「自分の家」の割合が72.7％で最も高く、次に「部活動」（56.8％）となっています。



ウ．あなたはその日にあったことを家族に話していますか。（１つに○）（中学生）

「家族に話している」（「毎日話している」と「ときどき話すことがある」の計）は77.2％となっています。「話さない」（「ほとんど話さない」と「全く話さない」の計）は22.7％（１０人）となっています。



エ．あなたは将来の夢や目標をかなえるために、どこまで進学したいですか。（１つに○）

（中学生）

「大学」の割合が31.8％で最も高くなっており、次に「高校、高等専門学校」（29.5％）となっています。なお、「考えたことがない」は13.6％（６人）となっています。



（２）保護者向け調査結果の概要

①調査実施時期

令和元年10～11月

②調査対象及び調査方法

木城小中学生のアンケート対象者の保護者全員を対象にして、学校を通じて調査票の配布・

回収を行いました。

調査の概要

①保護者の状況について

ア．お子さんのご両親の就業状況を教えてください。（１つに◯）

※今回の回答では、母親・父親とも各１名を除き、就業している状況にあります。

母親は、「正社員・正規職員」の割合が33.6％で最も高く、「パート・アルバイト」（29.6％）、「嘱託・契約・準社員・臨時職員」（16.8％）となっています。

父親は、「正社員・正規職員」の割合が67.0％で最も高く、次に「自営業主（商店・農業など）」（23.6％）となっています。



②子どものことについて

ア．あなたは現在、お子さんのことについて悩みなどがありますか。（１つに○）

「ある」が43.7％、「ない」が52.4％となっています。



◯悩みなどの内容を教えてください。（あてはまるものすべてに○）（悩みなどがある人）

上位の３項目は、第１位「子どもの進学や受験のことが心配である」が43.6％、第２位「子どもに基本的な生活習慣（あいさつ、規則正しい食生活、整理・整頓など）が身についていない」が25.5％、第３位「子どもが反抗的で、なかなか言うことを聞かない」が23.6％となっています。



イ．あなたは、お子さんに関する悩みや困ったことを相談できる人がいますか。（１つに○）

「いる」が94.4％、「いない」が1.6％となっています。



◯相談相手を教えてください。（あてはまるものすべてに○）（相談相手がいる人）

上位３項目をみると、第１位「配偶者、パートナー」が75.6％、第２位「自分の親」が64.7％、第３位「友人や知人」が54.6％となっています。



ウ．次のような環境・モノについて、あなたのお子さんにとって必要であると思いますか。

（それぞれ１つに○）

「必要である」が８割以上の項目（６つ）は、「①１日３度（朝・昼・夕）の食事」「③毎日の入浴（風呂・シャワーなど）」「④必要なときに病院に行く」「⑦季節にあった衣服」「⑭遠足・修学旅行等の学校行事への参加」「⑮お子さんが希望すれば、高校・高専への進学」となっています。

「必要でない」が５割以上の項目（１つ）は、「⑪子ども専用の携帯電話、スマートフォン」となっています。

エ．お子さんは、現在習いごとをしていますか。（１つに○）

「スポーツ・ダンス」の割合が54.8％で最も高く、次に「習いごとはしていない」（25.4％）となっています。



オ．あなたは、お子さんの進学についてどこまで希望されていますか。（１つに○）

「大学」の割合が43.7％で最も高く、次に「高校、高等専門学校」（31.7％）となっています。



③世帯の家計について

ア．昨年１年間のあなたの世帯の家計状況について教えてください。（１つに○）

「赤字もなく黒字でもない」が33.3％、「赤字である」は24.6％となっています。



◯赤字の場合は、どのようにしていますか。（金額が最も大きいもの１つに○）

（家計が赤字である人）

「貯金・預金の取り崩し」の割合が51.6％で最も高く、次に「金融機関等からの借入」（29.0％）となっています。



イ．あなたの世帯について、現在の暮らしの状況を全体的にみて、どう感じていますか。

（１つに○）

約半数の世帯（50.8％）が「普通」と回答していますが、約４割（39.6％）は「苦しい」（「少し苦しい」と「大変苦しい」の計）としています。



ウ．あなたの世帯では、昨年１年間にお金が足りなくて家族が必要とする「食料（嗜好品を除く）」

「衣料品（高価な衣服・貴金属等は除く）」「文房具や教材（学校指定の制服や靴、部活動

の道具）」を買えないことがありましたか。（それぞれ１つに○）

いずれも「なかった」（「ほとんどなかった」と「まったくなかった」の計：以下同じ）の割合は8～9割となっており、「ときどきあった」は約5～10％となっています。



④必要な支援について

ア．あなたは、子どもに対する無料の学習支援制度（学習の手助け・学習塾など）があった

場合、利用したいと思いますか。（１つに○）

「今後利用したいと思う」の割合が76.2％で最も高く、「利用するつもりはない」は17.5％となっています。



イ．あなたは、子ども食堂があった場合、利用したいと思いますか。（１つに○）

「利用したいと思う」が46.0％、「利用するつもりはない」は50.0％となっています。



ウ．子育てや仕事など生活全般について、あなた自身が現在必要としていることや重要だと

思う支援はどのようなものですか。（あてはまるものすべてに○）

上位の３項目は、第１位「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」が52.4％、第２位「子どものことや生活のことなど悩みごとを相談できること」が28.6％、第３位「病気や出産、事故などの事情があったときに一時的に子どもを預けられること」が22.2％となっています。



（３）教職員・保育士向け調査結果の概要

①調査実施時期

令和元年10～11月

②調査対象及び調査方法

木城小中学生の教職員及び町内保育園の保育士を対象に木城町福祉保健課が調査票の

配布・回収を行いました。

調査の概要

ア．経済的に困窮していると思われる家庭の子どもには、どのような課題があると思いますか。

（あてはまるものすべてに○）

「健全な生活習慣・食習慣」の割合が85.1％で最も高く、次に「心身の健康管理」（48.9％）となっています。



イ．経済的に困窮していると思われる家庭に対する支援内容として、必要と思われる取組を

教えてください。（３つまでに○）

上位の３項目は、第１位「親と子のそれぞれに対する居場所（安心して過ごせる場所や気軽に相談できる場所）づくりに取り組む」が48.9％、第２位「健康管理や生活の過ごし方への助言を行う」が44.7％、第３位「子ども食堂（子どもに対して無料や安価で食事を提供し、子どもが安心して過ごせる場所づくり）の取組を進める」が40.4％となっています。



（４）民生委員・児童委員向け調査結果の概要（令和元年10～11月に実施）

※サンプル数が少ないため（15人）、割合ではなく実数で集計しています。

ア．経済的に困窮していると思われる家庭に対する支援内容として、必要と思われる取組を

教えてください。（３つまでに○）

上位の３項目は、第１位「家計管理の助言・支援（支出の整理・見直し、家計の繰越を増やす）を行う」が11人、第２位「健康管理や生活の過ごし方への助言を行う」が７人、第３位「親と子のそれぞれに対する居場所（安心して過ごせる場所や気軽に相談できる場所）づくりに取り組む」が６人となっている。



# ３．支援事業者ヒアリング調査結果の概要

①調査実施時期

令和元年10～11月

②調査対象者

保育園（3団体）、子育て支援センター（1団体）、児童館（2団体）、放課後児童クラブ（1団体）、

児童養護施設（1団体）、児童発達支援センター（1団体）、教育委員会…計10団体

③ヒアリング実施主体

木城町福祉保健課

調査の概要

（１）貧困状態にある子ども及び親・家庭に対する支援の現在の取組内容

＜保育園、子育て支援センター＞

|  |
| --- |
| ・食の提供について現在取り組みがあり、栄養士が献立を立てている。 |
| ・食育と保育、この２つが当園の立場で可能な取り組みである。・栄養状態に問題がある子どもがいれば、園内にて給食を多めにあげるかたちで保護することが可能である。お風呂に入っていない子どもがいれば、服の洗濯やシャワーを浴びさせるなどの対応をする。異臭で友達から差別を受けないように、一緒に過ごせるように清潔にする。 |

＜児童館、放課後児童クラブ＞

|  |
| --- |
| ・学校外での学習支援については、親に「勉強してきなさい」と言われて来る子に対して教えている。 |

＜児童養護施設＞

|  |
| --- |
| ・経済的に困窮している家庭の保護者は不安定な就労状態にある。親の自立支援は、貧困の連鎖を断ち切るために必要なことである。・また、親は知的障がいや精神障がいのケースが多いが子どもだけを児童養護施設で預かると障がいがある親は一人になってしまう。このままではいけないと、同じ敷地内に親が通える施設（就労支援Ａ・Ｂ型事業所）を作った。・貧困の連鎖を断つ方法は大学への進学だと考える。福祉系の大学に進学し勉強し、自分の能力を伸ばして、卒業後は自分が連鎖を断つ仕事に就いて、同じ境遇の子ども達を支援する、そのようなモデルを理想としている。進学後4年間の学生生活を送る中で様々な悩みが出てくるため、切れ目なく対応している。・「みやざき安心セーフティーネット事業」（県社協）に参加している。 |

＜児童発達支援センター＞

|  |
| --- |
| ・日中一時預かりで塾のようなものをしている。支援学校OBの先生が講師となっている。・発達障がいの特性として、15分しか集中できないので、普通の塾には行けない、塾へのあこがれがある子どもを個人指導している。 |

＜教育委員会＞

|  |
| --- |
| ・学習支援については、町が英語教育に力を入れており、小学校6年生と中学校3年生を対象とした英会話教室を開催するという取り組みが始まっている（平日の放課後、月2回、年間12回開催）。中3クラスが12名中10名英検3級に合格し、実績が出ており、子どもの意欲に繋がっている。・児童一人ひとりの身長と体重の推移をまとめた表を作成している。ネグレクトの場合は体重が増加しない傾向があるため、疑いがある場合は、まず身長と体重の変化に注目する。 |

（２）他団体との連携の状況

＜保育園、子育て支援センター＞

|  |
| --- |
| ・福祉保健課、保健センター、児童発達支援センター（「はぐはぐ子ども村」）と連携している。・「はぐはぐ子ども村」から園に定期的な訪問があり、子どもの発達に関する相談や情報交換を行っている。 |
| ・現在は乳児健診で保健センターとの連携がある他、年3～4回開催する両親学級は宮日母子福祉事業団から講師が派遣される制度を活用している。・地域には私達が知らない親子がいるのかも知れないと考えるため、今後は民生委員児童委員とのつながりも必要だと考える。 |
| ・親会社に色々な相談を上げ、アドバイスをもらうというかたちの連携を取っている。・グループ内の他の保育園と園長会で情報交換を行っている。 |
| ・貧困家庭に対する支援での他団体との連携はないが、就学支援委員会での小学校との連携や町の保健師とのやりとりがあるため保健センターとのつながりはある。 |

＜児童館、放課後児童クラブ＞

|  |
| --- |
| ・民生委員・児童委員、「はぐはぐ子ども村」が子どもの様子を見に来ている。民生委員・児童委員が把握している貧困家庭の状況を知りたいが、プライバシーの面があるため情報を得ることは難しい。 |

＜児童養護施設＞

|  |
| --- |
| ・連携先は児童相談所、学校、民生委員・児童委員であり、民生委員・児童委員とは月に一度情報交換をしている。園内で起きている問題を事前に情報を伝えて、理解してもらうと、民生委員・児童委員の意識が違ってくる。 |

＜児童発達支援センター＞

|  |
| --- |
| ・福祉課、保健センター、教育課と連携しており、定期的な協議の場（年2回）の他に子どもの発達等で気になることがあれば随時情報提供を行い、子どもの状態に応じて協議を行っている。 |

＜教育委員会＞

|  |
| --- |
| ・小中学校（各1校）で貧困対策の会議を実施している。貧困と学力は直結しているため、学校と情報交換を行っている。・教育委員会に上がってきた情報について学校にアドバイスをしたり、ケースによっては民生委員・児童委員に介入してもらっている。・学校では毎月校長会を開き、情報交換を行っている。・学校以外の連携先としては、来年入学する保育園の年長児の情報は就学前健診を通して福祉課と学校が密にやりとりをしている。・学校と教育委員会は近い関係であり、福祉課ともつながりがあるが、三者に加えて民生委員・児童委員、専門機関との連携が今以上に必要であると感じている。貧困を含めて、子育て全体に関する団体が年1回でも一堂に介し、情報交換できる場が必要である。 |

（３）貧困状態にある子ども及び親・家庭に対する支援の今後の取組の方向性

＜保育園、子育て支援センター＞

|  |
| --- |
| ・ひとり親家庭や生活困窮世帯等の子どもが日中豊かに過ごせる居場所づくりに取り組みたい。食の提供があって友達と遊べる場所や子どもの居場所ができれば、親も安心して仕事が出来るし、自分の時間も作れるようになる。安心して子どもを預けてもらうことで親との信頼関係も築いていきたい。・子育てとともに「親育て」を行いたい。親は子どもよりも自分の都合を優先していると感じられる。 |
| ・まずはセンターに来てもらわなければ、支援につなげることができないため、いかにセンターに来てもらうかが一番の課題である。・潜在的な貧困家庭は存在すると思われる。センターに相談に来てくれたからこそわかることがあるが、相談に来ないような人をいかに拾い上げるのか、そのために親に対するサポートが必要であると感じる。・妊婦に対する取り組みも必要であると考える。妊娠期から母親とセンターとのつながりがあれば、親と子の関わり方を学ぶ支援につなげることができる。 |
| ・貧困家庭に対する子どもの衣類の提供方法として、園に子どもを通わせている家庭から着られなくなった子どもの服を持ち寄ってもらい、希望者に配布する会の実施も考えられる。 |
| ・良識のない親が見受けられるため、子育てとともに親育てにも同時に取り組まなければならない。・食育については、食事のとり方を子どもにしつける。また、親に対する食物アレルギーの啓発が必要。・保育園を利用していない世帯向けに一時預かりの実施を考えている。同世代の子どもとふれあう機会になると良い。・保育等の確保については、親が就労している時に一時預かりでも対応できるように設置基準の範囲内で少しでも受け入れが出来るような体制を作りたい。 |

＜児童館、放課後児童クラブ＞

|  |
| --- |
| ・児童館の本来の役割は子どもの居場所づくりであることから、ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに取り組むことができると思う。 |

＜児童養護施設＞

|  |
| --- |
| ・学習支援として奨学金制度の創設。 |

＜教育委員会＞

|  |
| --- |
| ・英語以外の教科の学習支援にも取り組みたいが、指導者がいないことが課題である。 |

（４）木城町に求める取組内容

＜保育園、子育て支援センター＞

|  |
| --- |
| ・町に対しては、経済的支援は本当に貧困状況にある親にだけサポートしていくことがことが大事だと言いたい。 |
| ・園としては、衣類がボロボロだったり、朝食を食べてこないという様子で貧困かどうかを判断するが、お風呂に入ってこないのは貧困が原因なのか、ネグレクトで入れられていないのか判断が難しい。そのため、保健師などの専門家への相談窓口を町につくってもらいたい。・貧困によって健康状態が損なわれている場合は、健康保険に未加入で通院出来ないケースもあると考えられる。町は医療機関と連携して、そのような家庭への支援に取り組んでもらいたい。・町には、未就学児を自宅で養育している各世帯を巡回し、それぞれの世帯の状況把握に取り組んでもらいたい。町外では、貧困家庭の子どもは保育園に通っていないケースもある。・町と専門機関との連携・情報の共有を行ってもらいたい。例えば、家庭の経済状態について、公共料金の延滞がないかどうかなど（収入がなくて支払えないのか、浪費していて支払えないのかなど）。 |

＜児童館、放課後児童クラブ＞

|  |
| --- |
| ・町に求めることは、子育て全般に対して親が相談しやすい場所を作り、親のサポートをしてほしい。ただ、小さな町で知り合いばかりなので、相談の担当者が親と知り合いだと相談しにくい。親と全く接点がない人を相談員に配置したり、相談に来ていることが周囲からわからないように配慮した窓口を設置するなどの工夫が必要である。 |

＜児童養護施設＞

|  |
| --- |
| ・町に求めることとしては、要保護児童対策地域協議会（要対協）が機能していないために、地域の子ども達の状況が見えてこない。そのため、普段からの情報交換の必要性を感じている。・また、利用可能な公的制度が認知されておらず、母子家庭が利用できるトワイライトステイやショートステイが知られていない。全体的に日頃からの信頼関係を築いていかなければうまくいかない。・「みやざき安心セーフティーネット事業」（県社協）に参加しているが、町社協が先導して町全体で取り組んでみてはどうか。 |

＜児童発達支援センター＞

|  |
| --- |
| ・町に求めることとして、まずは各機関との連携と情報の共有。就労施設の利用者の家庭の背景をもう少し包括的に相談する場があればと感じている。 |

# ４．木城町の子どもの貧困における課題（アンケート調査・ヒアリング調査の結果より）

子どもを取り巻く現状やアンケート調査の結果等を踏まえ、本町の子どもの貧困問題に取り組む主な課題として、以下の3点があります。

（１）教育に関する課題

「現在、習いごとをしている（P16：エ）」と回答した保護者の割合は74.6％となっています。また、「子どもについての悩み（P13：ア）」は「子どもの進学や受験のことが心配」が43.6％であり、「子どもの進学（P16：オ）」については大学が43.7％で最も高い割合を示しています。

このようなことから、すべての子どもが平等に教育を受けたり、学習機会を確保できる取組が必要となります。

「子育てや仕事など生活全般について、あなた自身が現在必要としていることや重要だと思う支援（P18：ウ）」は、「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」が半数以上（52.4％）となっていることから、奨学金制度や修学資金等貸付制度に関する周知が必要です。

（２）生活に関する課題

教職員・保育士は「経済的に困窮していると思われる家庭の子どもの課題（P19：ア）」として「健全な生活習慣・食習慣」の割合が85.1％、「心身の健康管理」が48.9％となっています。また、支援事業者の多くは「ひとり親家庭や生活困窮世帯等の子どもの日中の居場所づくり」が必要と提言しています。

このようなことから、子どもの生活習慣の獲得、精神的・身体的な健康の維持等に教育福祉分野をはじめ多様な関係機関が連携する仕組みづくりが必要です。

（３）経済・就労に関する課題

就業状況については、父親・母親とも回答者のほぼ100％が就労しています。このような中で、「現在の暮らしの状況（P17：イ）」については「大変苦しい（7.9％）」と「少し苦しい（31.7％）」を合わせた「苦しい」は約4割（39.6％）となっています。

また、「家計の状況（P16：ア）」については、「赤字である」は24.6％で、そのうち「金融機関等から借入」している回答者は29.0％となっています。

経済的支援が必要とされる家庭には、保護者が安定した収入を確保するための就労を支援する必要があります。また、児童手当、医療費の助成制度など各種の公的支援対策の充実と周知が必要です。

# 第３章　計画の基本理念・基本方針

# １．基本理念

未来志向のまちづくり・人づくりに取り組んでいる木城町にあって、子どもは将来を担う町の宝です。子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないよう、また貧困が親から子へと世代を超えて連鎖するいわゆる「貧困の連鎖」につながらないように、総合的に対策を推進することが重要です。

このようなことから、子どもの貧困対策の意義及び国の大綱の趣旨を踏まえ「宮崎県子どもの貧困対策推進計画」と整合を図りながら、「子どもが未来に向けて夢や希望を持ってけるまちづくり」を基本理念とします。

基本理念

子どもが未来に向けて夢や希望を持ってけるまちづくり

# ２．基本方針

基本理念の実現に向けて4つの基本方針を掲げ、計画の推進に取り組みます。

Ⅰ．教育の支援

貧困の連鎖を断ち切るために、子どもが家庭の経済状況に左右されることなく、教育の機会均等が確保され、質の高い教育が受けられる環境を整備します。

その中で、学校を子どもの貧困対策のプラットフォーム※１（「子どもの貧困対策に関する大綱」における基本方針の1つ…※P1）として位置づけ、学習支援など総合的な対策を進めます。

Ⅱ．生活の安定に資する支援

経済的事情により生活が困難な家庭が社会的孤立化、子どもの健康や生活習慣の悪化など悪循環に陥らないように生活相談、経済的支援など支援や助言が保護者・子どもに届く取組を推進します。

※１　プラットフォーム

ものごとの「基礎」、「基盤」。「子供の貧困対策に関する大綱」では、学校が全ての子どもの集う場であり、児童生徒の問題行動の背景にある子どもの貧困問題への早期対応や児童虐待の早期発見が期待される場所という意味で「子どもの貧困対策プラットフォーム」と表現しています。

Ⅲ．保護者に対する生活の安定と向上に資するための就労の支援

保護者が就労を続け、一定の収入を得ることは、生活の安定を図るための重要な条件です。加えて、その働く姿は子どもに将来の就労への意欲や自立心を醸成します。

このようなことから、県・関係機関等と連携して保護者の安定した生活や就労への支援、相談等に努めます。

また、様々な事情により十分な就業が難しい世帯に対して経済的支援に努めます。

Ⅳ．経済的支援

経済的困難を抱える家庭や子どもに対する経済的支援は、子どもの将来への投資であり、貧困の連鎖を断ち切る上で重要となります。

このため、生活や子どもの保育・教育及び進学等にかかる費用負担の軽減、各種手当や助成など適切な支援を推進します。

# ３．施策の体系と施策の展開

◯施策の体系図



# 第４章　施策の展開

# Ⅰ．教育の支援

# １．学校教育の充実

（１）学校教育による学力保障の推進

◯基礎的・基本的な内容の確実な定着を図る指導や学習習慣を身につけさせる指導等の学校の取組を支援します。

◯子どもが将来自立した生き方ができるよう基礎学力を保障する学校の取組を支援します。

（２）教職員に対する貧困に関する意識啓発の推進

◯子どもの貧困対策における学校のプラットフォームとしての位置づけをはじめ、子どもの貧困に関する教職員の理解を深めるための研修会等の開催など啓発活動に取り組みます。

（３）学校を窓口（プラットフォーム）とした福祉関係機関との連携の推進

◯いじめ、不登校などの未然防止や早期解決に取り組むため、スクールカウンセラー※２、ソーシャルワーカー※３等の専門家を活用した学校の相談体制の充実に取り組みます。

◯教育に支援が必要な子どもについて、学校を窓口とした福祉関係機関等との連携を図ります。また、要保護児童対策地域協議会の活動の支援に取り組みます。

# ２．幼児教育・保育の充実

（１）幼児教育及び保育の質の向上を推進

◯保育所と小学校が連携を図ることにより、小学校就学への円滑な移行が図られるよう子どもの成長を切れ目なく支える取組を進めます。

◯幼児教育・保育に携わる教職員等に対する研修内容の充実、保育の現場で求められる資質と専門性の向上に努めます。

（２）多様化するニーズに応じた保育サービス提供の推進

◯保育所等における延長保育や一時預かり、病児保育など保育サービスの充実に努めます。

※２　スクールカウンセラー

児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有し、児童生徒へのカウンセリングや教職員・保護者に対する助言・援助を行う臨床心理士などの有資格者及びこれに準ずる者。

※３　スクールソーシャルワーカー

児童生徒が抱えている問題を解決するため、家庭や学校など児童生徒を取り巻く環境に、様々な方法で働きかける社会福祉士や精神保健福祉士などの有資格者など。

# Ⅱ．生活の安定に資するための支援

# １．関係機関が連携した包括的な支援体制の整備

（１）関係機関が連携したネットワークの構築

◯国の大綱・県計画の方針や地域の実情を踏まえ、「つなぐ」をキーワードにして各種施策を組み合わせるなどして、子どもの成長・発達段階に応じて切れ目なく教育と福祉をつなぎ、関係行政機関、地域・団体などもつなぐための支援体制（ネットワーク）を構築します。

＜地域におけるネットワークのイメージ＞



（出典：宮崎県子どもの貧困対策推進計画：平成28年3月）

（２）相談体制の整備・充実

◯相談を適切な対応に結びつけるため、各種研修会への参加等により関係職員のスキルアップに努めます。

◯専門職員の配置など庁内の関係機関の体制の充実と連携強化に努めます。

（３）早期発見と必要な支援のつなぎ

◯妊娠・出産から子育てまでの子どもとその保護者の実情を把握し、各種の相談、支援プランの策定、関係機関への紹介やつなぎなど切れ目のない支援に取り組みます。

◯支援が必要な家庭や子どもを早期に発見し、生活支援や福祉制度につなぐため、要保護児童対策地域協議会、民生委員・児童委員、PTA、自治会、社会福祉施設など地域の連携ネットワークの構築を促進します。

◯町民一人ひとりが貧困問題に対して理解を深めるため本計画の内容、支援事業などを広報誌、パンフレット等で啓発を推進します。

# ２．子どもに対する生活支援の充実

（１）子どもの居場所づくりに関する支援の推進

◯発達段階に応じた体験、交流の機会を提供する放課後児童クラブの内容の充実に努めます。

◯放課後等に子どもが安全・安心な場所として、地域の協力を得ながら体験・交流活動ができる場所・人材の確保に努めます。

（２）食育の推進に関する支援の充実

◯学校を窓口（プラットフォーム）にして子どもの発育状況、栄養状況を把握し、必要に応じた栄養が確保できるよう食育や栄養指導の充実に努めます。

◯食に関する正しい知識や情報の提供を行うなど家庭・学校・地域が連携して栄養、食習慣等に関する食生活の改善を推進します。

（３）地域の支援・見守り活動の促進

◯社会福祉協議会、要保護児童対策地域協議会等と連携・協力して地域での見守り活動、声かけなど生活困窮世帯の孤立化の防止を促進します。

◯民間・地域と協力して生活困窮世帯に食材・衣料などの生活用品等を無料で提供または貸し出しを行う仕組みづくりを検討します。

# Ⅲ．保護者に対する生活の安定と向上に資するための就労の支援

# １．保護者に対する生活支援の充実

（１）自立支援の取組の推進

◯小中学校、高校での就学に係る費用、小学校の入学時の費用、教材費、給食費、そして高校は教材費、通学に係る費用等を生活保護による支援を推進します。

◯生活保護者に対して、高鍋福祉事務所のケースワーカーが自立に向けた課題を整理し、各種制度の活用など適切な指導を行う業務に協力し、自立に向けた支援に取り組みます。

（２）心身の健康確保のための支援の推進

◯保護者の健康教室、がん検診を受診しやすい取組に努めるとともに、必要に応じて診断結果に基づく保健指導など健康面・生活面に着目した支援に努めます。

◯妊娠や子育てに悩みを抱える保護者に対する相談体制の充実に努めます。

（３）その他の生活支援

◯生活困窮家庭においては、経済、教育など多方面の複雑な課題を抱えていることが多く、一つの支援機関だけでは対応できないケースも想定されます。

　　　このため、バラバラに存在する専門機関、支援制度をネットワーク化して、連携した取組に努めます。

◯生活困窮世帯には、生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金を支給します。

◯低額所得者には低廉な家賃で貸与するなど住居確保の支援に取り組みます。

# ２．保護者に対する就労支援の充実

（１）就労支援の取組の推進

◯生活が困窮している家庭の保護者が、より条件の良い職業で安定した生活が送れるよう、県をはじめ関係機関と連携して就業相談や情報提供に努めます。

また、職業能力開発のための教育訓練等の整備促進に取り組み、就業に結びつく可能性の高い資格や技能の習得を促進します。

◯生活保護受給者に対して、高鍋福祉事務所のケースワーカーや就労支援員がハローワークへの同行などの就労支援に協力します。

（２）ひとり親世帯に対する支援の充実

◯ひとり親家庭に対して高鍋福祉事務所と連携して自立に向けた支援計画を作成するなど家計再建に向けた相談や就労につなげる支援に取り組みます。

◯また、経済的な自立を支援するため、相談業務の充実や自立に向けた啓発に取り組みます。

◯また、能力開発を目的とする教育訓練の受講や資格取得のための支援に取り組みます。

# Ⅳ．経済的支援

# １．生活を下支えする手当による支援の充実

（１）各種手当等による支援の推進

①児童扶養手当等の各種手当の支給

◯ひとり親家庭の生活の安定と自立のために「児童扶養手当」を支給します。

◯児童を監護・養育している家庭の生活の安定と児童の健やかな成長のため、児童の養育者に「児童手当」を支給します。

②子ども医療費助成

◯子どもの疾病治療を容易にし、子どもの健全な発育を促進するため、医療費の一部について助成します。

③母子父子寡婦福祉資金等の貸付

◯ひとり親家庭等の経済的自立を援助するため資金を貸し付けます。

④生活保護制度における経済的支援（別掲P32）

（２）各種手当等の周知の推進

◯生活困窮世帯の生活の安定と経済的な自立を促進するため、生活を下支えする公的手当等の紹介、利用方法等について広報誌、パンフレット等により周知活動に努めます。

# 第５章　計画の推進

# １．計画の推進

子どもの貧困対策に関する施策は多岐にわたり、子どもの貧困や貧困の連鎖を防ぐためには、行政だけでなく、さまざまな関係機関、支援者との連携や協力体制の構築が重要です。

このため、本計画の推進にあたっては関係する行政機関、学校、保育所、民生委員・児童委員、PTA、社会福祉協議会、自治会、ボランティア団体、事業所などに協力を求め、地域や町民がそれぞれの立場から取り組みを進めます。

# ２．計画の進捗管理

計画の進捗管理にあたっては、「木城町子どもの貧困対策委員会（仮称）」においてPDCAサイクルにより点検・評価を行いながら着実な推進を図ります。

また、社会経済情勢の変化、子どもの貧困に関する状況の変化、国や県の動向の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討します。

＜計画の進捗管理のイメージ＞



# 資料編

# １．用語解説

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ページ | 用語 | 説明 |
| P2 | 子どもの貧困対策の推進に関する法律 | 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう､貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに､教育の機会均等を図るため､子供の貧困対策を総合的に推進することを目的としています。（平成25年6月成立。平成26年1月施行。） |
| P2 | 子供の貧困対策に関する大綱 | 子どもの貧困対策を総合的に推進するために「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の成立を受け、平成26年8月に閣議決定しました。令和元年11月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」を踏まえて、新たな大綱が閣議決定されました。新たな大綱では、関係施策の実施状況や対策の効果などを検証・評価するための指標は、これまでの25項目から39項目に増設されています。 |
| P2 | 子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律 | 子どもの貧困対策の推進に関する法律に5年後の見直し規定を受けて改正されました。子どもの「将来」だけではなく「現在」に向けた子どもの貧困対策を推進すること。各施策を子どもの状況に応じ包括的かつ早期に講ずること。貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえる等、目的及び基本理念の充実が図られたほか、市町村に対する子どもの貧困対策計画の努力義務が規定されています。（令和元年6月成立。令和元年9月施行。） |
| P3 | 放課後児童クラブ | 保護者が仕事などで昼間いない家庭の小学生に対して、児童館等を利用して適切な遊びと生活の場を提供し、健全な育成を図るものです。 |
| P3 | 児童養護施設 | 保護者のいない児童や虐待など保護者に監護させることが適当でない児童に対して、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する機能を持ちます。 |
| P3 | 児童発達支援センター | 障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与、集団生活への適応のための訓練を行う施設。 |
| P5 | 生活保護 | 資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対して、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度。 |
| P5 | 就学援助 | 経済的理由により就学が困難な児童生徒に対する学用品代や給食費などの援助。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ページ | 用語 | 説明 |
| P5 | 要保護児童生徒 | 生活保護法による扶助を受けている世帯にいる児童生徒。 |
| P5 | 準要保護児童生徒 | 要保護者に準ずる程度に困窮し、就学が困難な状況の世帯にいる児童生徒。認定基準は各市町村が規定。 |
| P6 | 児童扶養手当 | 父または母と生計を同じくしていない児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者。障がい児は20歳未満。）を監護・養育している人に手当てを支給し、児童の福祉の増進を図るものです。 |
| P26 | プラットフォーム | ものごとの「基礎」、「基盤」。「子供の貧困対策に関する大綱」では、学校が全ての子どもの集う場であり、児童生徒の問題行動の背景にある子どもの貧困問題への早期対応や児童虐待の早期発見が期待される場所という意味で「子どもの貧困対策プラットフォーム」と表現しています。 |
| P29 | スクールカウンセラー | 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有し、児童生徒へのカウンセリングや教職員・保護者に対する助言・援助を行う臨床心理士などの有資格者及びこれに準ずる者。 |
| P29 | スクールソーシャルワーカー | 児童生徒が抱えている問題を解決するため、家庭や学校など児童生徒を取り巻く環境に、様々な方法で働きかける社会福祉士や精神保健福祉士などの有資格者など。 |
| P29 | 要保護児童対策地域協議会 | 虐待や非行などさまざまな問題を抱えた児童の早期発見と適切な保護を目的として、市町村などの地方公共団体が児童福祉法に基づいて設置する協議会。 |
| P29 | 延長保育 | 保育園で標準の保育時間を延長して行う保育。 |
| P29 | 一時預かり | 保護者が子どもの面倒を見ることができない時に、1日や時間単位で一時的に子どもを預かる保育。 |
| P29 | 病児保育 | 病気または、病気の回復期の児童を、家庭で保育ができない時、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。 |
| P31 | 食育 | 生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。（食育基本法による） |
| P31 | 社会福祉協議会 | 地域の住民組織と社会福祉事業関係者で構成され、住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、「だれもが安心して暮らすことのできる地域社会」の実現を目指し、住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整及び事業の企画・実施を行うとともに、市区町村、都道府県、全国を結ぶ公共性と自主性を有する民間団体。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ページ | 用語 | 説明 |
| P31 | 生活困窮世帯 | 就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある世帯。 |
| P32 | 住居確保給付金 | 離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方、または喪失するおそれのある方を対象として住宅費を支給することにより、安定した住居の確保と就労自立を図る制度。 |
| P32 | ケースワーカー | 福祉事務所の生活保護担当課で生活保護に関する業務を行う人。 |
| P32 | 就労支援員 | 障がい者や生活保護受給者、母子世帯の母親など、就労を希望する方の状況や能力、適性などを見極め、仕事に就くための支援や指導を行う人。 |
| P32 | ハローワーク | 公共職業安定所。主に職業紹介事業を行う行政機関。 |
| P33 | 児童手当 | 次代の社会を担う児童の健やかな育ちを社会全体で支援する制度。支給対象は、0歳から中学校修了前(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方。 |
| P33 | 母子父子寡婦福祉資金 | ひとり親家庭が経済的に自立するために生活資金や住宅資金、子どもの修学資金等を貸し付ける公的制度。 |
| P34 | PDCAサイクル | Plan（企画立案）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返して、問題解決や課題達成などを図る一連のプロセスのこと。 |